

申請書

2024年〇〇月〇〇日

コメントの追加 [t1]: 原則として、申請書記載の年号はすべて西暦で記入して下さい。

京都市ベンチャー企業目利き委員会 様

<申請者> 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇1-1 ※法人登記住所を記入して下さい。
連絡先 TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000
名 称 株式会社〇〇
代表者(役職・氏名) 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

- ※ 申請書の記入にあたっては、「ベンチャー企業評価認定書取扱基準」「個人情報の取扱いについて」「応募要件」(添付資料参照)をよくお読み下さい。
- ※ 京都市ベンチャー企業目利き委員会は、ベンチャー企業評価認定手続きで知り得た申請者の技術上又は営業上の秘密情報をベンチャー企業評価認定以外に使用することはなく、また、第三者に対して開示することは一切ありません。

- 審査の結果、「ベンチャー企業評価認定書」が発行されない場合があります。また、審査内容及び結果に関するお問合せには応じられません。
- 審査結果として発行する「ベンチャー企業評価認定書」に関する全ての知的財産権は、京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
- 「ベンチャー企業評価認定書」の記載内容は、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。
- 申請にあたっては、添付の「個人情報の取扱いについて」に同意します。
- 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募要件を満たしていること。

以上を承諾のうえ、京都市ベンチャー企業目利き委員会第64回(第62期)委員会(2024年12月一次審査・2025年3月最終審査(予定))に申請します。

【申請人(会社)概要】

名称	株式会社〇〇						
創業/設立	(創業 / 設立) 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日						
本所在地 社 連 絡 先	〇〇県〇〇市〇〇区〇1-1 〇〇府〇〇市〇〇区〇2-2 Tel: 000-000-0000 Fax: 000-000-0000 E-mail: astem@astem.co.jp						
資本金	1,000,000円						
業種	製造業 化学工業						
従業員	〇人						
株 主 構 成	氏名	関係	比率	売 上 構 成	製品・商品名	比率	
主 要 販 売 先	会社名	製品・商品名	比率	主 要 仕 入 先	会社名	製品・商品名	比率
<代表者経歴>							
生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日							
学歴 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇〇〇卒業							
職歴 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇会社入社 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇会社退職 〇〇〇〇年〇〇月 株式会社〇〇設立 代表取締役就任 現在に至る。							
特記事項							

コメントの追加 [12]: ※申請者が法人の代表者ではなく個人として申請する場合には、申請者に関する記入欄のみ記入して下さい。

コメントの追加 [13]: 主たる事業の業種で、日本標準産業分類に準拠して記入して下さい。

コメントの追加 [14]: ※役員や臨時の職員は含みません。

コメントの追加 [15]: ※株主構成、売上構成、主要販売先、主要仕入先については、比率の多い順に合計が100%になるよう記載して下さい。書ききれない場合は、“その他”として続けて記載して下さい。

<会社沿革>

設立・創業経緯

設立・創業後の経緯

事業の内容(貴社の強み、技術基盤など)

[留意点]

貴社の強み、技術（ビジネス）基盤を示す事柄を具体的に記載して下さい。

<過去に受けた補助金・助成金など>

時 期	対 象 事 業	交 付 機 関 ・ 制 度 名	金 額 (千 円)

【財務・損益の状況】				(単位：千円)			
損益計算書				貸借対照表			
(直近決算期： 年 月 日)				(直近決算期： 年 月 日)			
科目	決算期	年月	年月	科目	決算期	年月	年月
			(直近)				(直近)
売上高		0	0	現金・預金		0	0
売上原価		0	0	受取手形		0	0
製品売上原価		0	0	売掛金		0	0
材料費		0	0	棚卸資産		0	0
労務費		0	0	貸倒引当金		0	0
外注加工費		0	0	その他		0	0
製造経費		0	0	流動資産計		0	0
商品売上原価		0	0	有形固定資産計		0	0
売上総利益		0	0	(内建設仮勘定)			
販売費及び一般管理費		0	0	無形固定資産計		0	0
役員報酬		0	0	投資その他の資産計		0	0
給与手当		0	0	固定資産計		0	0
広告宣伝費		0	0	繰延資産計		0	0
接待交際費		0	0	資産合計		0	0
旅費交通費		0	0	支払手形		0	0
研究開発費		0	0	買掛金		0	0
減価償却費		0	0	短期借入金		0	0
地代家賃		0	0	長期借入金(*)		0	0
雑費		0	0	(*) 長期の借入金で1年以内に返済期限を迎えるもの			
				その他		0	0
				流動負債計		0	0
				長期借入金		0	0
				その他		0	0
				固定負債計		0	0
その他		0	0	負債合計		0	0
営業利益		0	0	資本金		0	0
営業外収益		0	0	資本剰余金		0	0
受取利息		0	0	利益剰余金		0	0
雑収入		0	0	利益準備金		0	0
				別途積立金		0	0
その他		0	0	繰越利益剰余金		0	0
営業外費用		0	0	その他		0	0
支払利息		0	0	株主資本合計		0	0
雑損失		0	0	純資産合計		0	0
				負債・純資産合計		0	0
その他		0	0	借入状況 (年 月 日現在)			
経常利益		0	0	借入先名		借入金	
特別利益		0	0	金融機関			0
特別損失		0	0				0
							0
税引前当期純利益		0	0	個人他			
法人税等		0	0				
当期純利益		0	0				
利益剰余金合計		0	0	合計			0
当期末残高※							

コメントの追加 [t6]: 02 参考：記載留意点 (財務・損益の状況) を参照してください。

【プロジェクト概要】

<p><プロジェクト名></p> <p>[留意点]</p> <p>認定書等に記載される事業名となります。(最長 40 文字以内) 事業の内容を分かりやすく表現した名称として下さい。 プロジェクト名は「認定書」に記載され、申請書受理後の修正は認められません。 A ランクに認定され公表した場合、公知となりますので問題 (例えば他社の商標等に抵触する単語の使用等) のない名称として下さい。</p>
<p><開発の背景と目的></p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認識されている社会課題、プロジェクトを始める動機、思い、熱意、プロジェクトがもたらす社会的意義などを記載して下さい。 ・一般の人でもわかりやすく、客観的な表現を心がけて下さい。 ・略語は、多数の意味を持つ場合がありますので、初出時に必ず全文字の注記と必要に応じて簡単な説明をご記入下さい。(例: SCC : Stress Corrosion Cracking=応力腐食割れ (主にハロゲン元素の存在と残留応力によって発生する金属のひび割れ)) ・記述料は、申請書全体が添付資料を含めて 20 頁を超えない範囲で必要に応じて広げて下さい。但し、各ページの外枠 (余白) は変更しないで下さい。 ・様式所定の文字サイズ (本文 10.5 ポイント) も原則変更されないようにお願いいたします。
<p><プロジェクト内容></p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの概要、技術名や製品名、具体的な用途などを記載してください。
<p><解決すべき問題点と解決方法></p> <p>[留意点]</p> <p>事業化するために取得する必要がある許認可、あるいは市場参入のための問題点、技術的に解決しなければならない問題点およびその解決方法を記載して下さい。</p>
<p><従来技術・製品等との比較優位性></p> <p>[留意点]</p> <p>優位性は、具体的かつ客観的な表現を心がけて下さい。ベースデータと比較する場合のデータは、出典を明示して下さい。</p>
<p><プロジェクトの技術内容></p> <p>[留意点]</p> <p>プロジェクトの技術内容は、図表等ビジュアルデータを用いて、御社技術の特長がわかるよう記載して下さい。</p>

【事業化計画等】

<p><対象市場></p> <p>対象市場の規模</p> <p>[留意点] 数値やデータ等を記載される場合は必ず出典を明示して下さい。 概数でもかまいませんので、客観的数値を記載して下さい。また、その内訳（例えば市場が複数の産業界（家庭用・運輸用・産業用・医療用）が見込まれる場合、併記することをお勧めします。 対象市場が小さくても、大きなシェアを獲得できる強みがあれば、具体的に記載して下さい。</p> <p>対象市場の特色など</p>																				
<p><事業計画></p> <p>製造・販売方法</p> <p>[留意点] 製造については、自社内製造なのか外注なのか、また外注の場合、全部なのか一部なのか、 販売方法については、直接販売なのか、代理店販売なのかをわかるよう記載下さい。</p> <p>資金調達方法</p> <p>[留意点] 計画、予定でも構いませんので、具体的に調達方法、調達先、金額、使途などについて記載して下さい。</p> <p>生産・販売計画</p> <p>[留意点] 販売計画の内訳（単価、予定販売数量など）がわかるように記載して下さい。 商品単価や価格は、目標や計画数値でも構いません。</p> <p>利益見込み等 ※申請プロジェクト限定</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">〇〇〇〇年度</th> <th style="width: 20%;">〇〇〇〇年度</th> <th style="width: 20%;">〇〇〇〇年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高 (①)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上原価 (②)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費 (③)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業利益 (①-②-③)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	売上高 (①)				売上原価 (②)				販売費及び一般管理費 (③)				営業利益 (①-②-③)			
	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度																	
売上高 (①)																				
売上原価 (②)																				
販売費及び一般管理費 (③)																				
営業利益 (①-②-③)																				

コメントの追加 [17]: 必ずしも直近期である必要はありませんが、蓋然性を確保して下さい。
 利益見込みについては、先述の[生産・販売計画]と矛盾しないようにして下さい。

【経営資源（研究開発体制等）】

保有技術・特許
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none">・特許番号あるいは特許申請番号と「名称」を差支えの無い範囲で記載して下さい。・国際特許出願については、PAT.No.もしくは受付 No.および「名称」を記載して下さい。
社内の人材概要
<p>[留意点]</p> <p>役員や役割分担、専門分野、業績等があれば、差支えの無い範囲で記載して下さい。</p>
プロジェクト実施体制（社外ネットワークを含む）
<p>[留意点]</p> <p>社外ネットワークを含むプロジェクト実施体制は、指導を受けている学識経験者や研究機関、共同研究先の大学等、また、連携している商社、代理店、他企業や関係する行政機関と申請者（申請企業）の関係がわかるように、体制図等で表して下さい。</p>

【申請書全般に関する留意事項】

- ・記述枠は、申請書全体が20頁を超えない範囲で必要に応じて広げて下さい。
但し、各ページの外枠（余白）は変更しないで下さい。
- ・申請書の項目は、割愛（編集時の抜け落ち等）がないようご留意下さい。
- ・文字サイズ（本文10.5ポイント）は、原則変更しないで下さい。
- ・年は、原則、西暦でご記入下さい。
- ・略語は、多数の意味を持つ場合がありますので、初出時に必ず全文字の注記と必要に応じて簡単な説明をご記入下さい。（例：SCC：Stress Corrosion Cracking＝応力腐食割れ（主にハロゲン元素の存在と残留応力によって発生する金属のひび割れ））
- ・理解を助ける図表や写真等は適宜挿入して下さい。但し、「文字潰れ」がないよう、挿入サイズにご留意下さい。複数挿入する場合は、図表番号を通して付けてタイトルも併せて記載して下さい。
- ・20ページを超えない範囲で、会社案内、製品（商品）カタログ、その他、貴社の活動内容又は事業がわかる資料等を添付するなどし、有効に活用して下さい。

2023.04

ベンチャー企業評価認定書取扱基準

京都市ベンチャー企業目利き委員会

1. 本評価認定書は、京都市ベンチャー企業目利き委員会が、ベンチャー企業に対する支援による地域経済活性化を目指す公益目的、並びに産・学・公の連携による審査体制に基づいて独自に選定した基準により、広く収集、整合した秘密性又は非公開性を有する、財産的価値のある情報です。評価認定書に関する一切の知的財産権は京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
2. 評価認定書については、本来の目的その他相当な目的以外の目的で利用することはできません。貸与、譲渡、翻訳、翻案等の利用行為は一切禁止します。
3. あなたが第2項の定めに違反した結果、京都市ベンチャー企業目利き委員会が損害を被ったときは、あなたは京都市ベンチャー企業目利き委員会に対して、当該損害を賠償する義務を負います。また、あなたと京都市ベンチャー企業目利き委員会との間の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 京都市ベンチャー企業目利き委員会はベンチャー企業評価認定書の記載内容に関して、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。また、当該評価認定書の記載内容によってあなたや第三者に損害が発生したとしても、京都市ベンチャー企業目利き委員会は当該損害を賠償する義務を負いません。

個人情報の取扱いについて

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。

詳しくは、<http://www.astem.or.jp/privacypolicy> を御参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については下記に記載しております。必ず御確認ください。

1 個人情報の利用目的

本申請書及び本事業において知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

①本事業は京都市ベンチャー企業目利き委員会の審査を行う目的で、名簿等の資料作成に使用します。また本事業に関する各種連絡に使用します。

②本事業終了後、当財団が実施する各種事業に関する御案内の送付に使用します。

2 個人情報の提供について

本事業は、京都市の補助事業であるため、実施内容の詳細を京都市へ報告する義務があります。そのため、京都市産業観光局新産業振興室に事業報告書等として提供します。なお、それ以外では、法令に基づく場合を除き第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。

3 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、委託契約書を締結した法人・団体又は委員就任承諾書を提出した審査委員へ必要な個人情報を委託する場合があります。

4 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

御提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲で御希望に応じます。

下記の間合せ先へ御連絡ください。

5 個人情報の御提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

6 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報保護管理者： 総務部長

お問合せ先： 公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel : 075-315-3625 (代) (受付時間： 平日<月～金※祝祭日を除く> 9 : 00～17 : 00)

Fax : 075-315-3614 E-mail : info@astem.or.jp URL : <http://www.astem.or.jp>

京都市ベンチャー企業目利き委員会 応募要件

1. 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募対象者は、以下の要件を満たすものとする。

(1)ベンチャー企業^{※1}であること。

(2)みなし大企業^{※2}に該当しないこと。

※1 ベンチャー企業とは、事業開始前の個人、又は事業開始若しくは法人設立後概ね10年以内の個人事業主又は中小企業者であって、新規事業に取り組むものをいう。

なお、上記の中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定められている下表のいずれかに該当する者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額 又は出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2)NPO法人を含みません(NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。)

※2 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済み株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。

イ 発行済み株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。